

2022年4月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 M T G 代表者名 代表取締役社長 松 下 剛 (コード番号:7806 東証グロース) 問合せ先 専務取締役CFO 吉 髙 信 (TEL, 052-307-7890)

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告についてのお知らせ

当社は、2019年7月12日付適時開示「過年度の有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度の決算短信等の訂正に関するお知らせ」でお知らせしましたとおり、同日付で過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を提出いたしました。

本日、以下の有価証券報告書等に関して、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融 庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する366万円の課徴金 納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされましたので、お知らせいたします。

当社はこの度、証券取引等監視委員会から勧告が行われたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領次第、対応について速やかに検討し、決定次第改めてお知らせをいたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。当社は、引き続き再発防止に取り組むとともに、皆様の信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 課徴金納付命令の対象となった有価証券報告書等 第24期第1四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 四半期報告書
- 2. 今後の見通し

当社は、第27期 (2022年9月期) 第1四半期決算までにおいて、既に当該課徴金相当額を引当済みであり、今後の業績に与える影響は軽微であると考えております。

以 上